

様

東日本大震災からの  
早期復興に係る要望書

平成25年10月28日

東北・北海道商工会連合会連絡協議会  
会長 轡田倉治

北海道商工会連合会	会長	荒尾孝司
青森県商工会連合会	会長	今誠康
岩手県商工会連合会	会長	千葉庄悦
宮城県商工会連合会	会長	天野忠正
秋田県商工会連合会	会長	村岡淑郎
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺
福島県商工会連合会	会長	轡田倉治

平素は、中小・小規模企業の支援に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災発生から2年7カ月が経過し、被災した多くの事業所は、国等の手厚いご支援のもと、復興に向けて重い足取りながらも着実に歩み出しておりますが、インフラ整備、二重債務や用地確保難等の問題で思うように事業を再開することが出来ず「焦り」・「いらだち」を抱え、危機感が非常に強まっております。

また、風評被害等により東北地域の観光業のみならず、農林水産業等産業全体が大きな打撃を受けており、地域経済は深刻な状況に陥っております。

更に、福島第一原発事故により地域の荒廃が進み、生活基盤を失った地域住民は、福島県内外での厳しい避難生活を強いられております。

このような中、商工会連合会及び傘下商工会では、震災直後から一貫して被災した中小企業・小規模事業者に対する指導・支援体制を強化し、経営の存続に向け取り組んで参りましたが、被災事業所が事業を継続するためには、今後とも国等の一層の支援を必要としております。

つきましては、下記事項について要望いたしますので、復旧・復興に向けた予算の確保並びに被災した中小企業・小規模事業者の支援策等について、迅速かつ十分な措置を講じられますようお願いいたします。

## 記

### 1 東日本大震災及び原子力災害の克服と産業復興再生支援強化について

#### (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備支援補助金の継続及び要件の緩和

被災した中小企業・小規模事業者は施設復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであります。中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象にならない小規模事業者が数多く残されていることから、個々のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなどの運用条件を緩和していただきたい。

また、事業再生に向けた取組みが遅れている沿岸地域の被災事業者にあつては、これから同補助金を活用しようという時期でもあり、補助制度の継続実施と予算の大幅な増額をお願いしたい。

## **(2) 風評被害対策の強化**

原発事故の影響等により、東北全体の宿泊施設や観光施設等では観光客等は震災以前までには未だ回復していません。

更に、風評被害は農林水産業や製造業等にも拡大しており、農・水産物及び農・水産物を使った製品等は、被災地産というだけで消費者から敬遠される等、東北地域のあらゆる産業に大きな打撃を与えており地域経済は深刻な状況に陥っています。

については、被災した観光資源の早期再生と観光自粛の改善など、風評被害の早期払拭のため、地域の安全性に係る正確かつ迅速な情報を積極的に発信いただくとともに、国として毎年継続した観光復興キャンペーンを積極的に展開していただき、東北観光をメインとしたツアー客の誘致拡大と国内外へのPR活動を実施していただきたい。

## **(3) 東京電力福島第一原発事故の汚染水処理への早急な対応**

東京電力福島第一原発事故の汚染水処理、海洋への流出問題は、福島県をはじめ隣接県の復興、風評被害の払拭にとって極めて深刻な影響を及ぼしております。福島県沖漁業の試験操業の中断、さらには韓国からの福島空港へのチャーター便の運航中止や、福島県及び隣接県の魚介類の輸入が制限されるなど東北地方が受けている被害は計り知れません。諸外国からのこのような対応が今後も継続されれば、日本に対する信用の失墜など危機的な事態に陥ることは避けられません。まさに国難であることを十分に認識し早急に対策を講じていただきたい。

## **(4) まちづくりの再生に向けた支援**

被災した事業者の多くは商店街の再生を望むものの、周囲の居住地域との位置関係や金銭的負担などを懸念する声が多くあります。

しかしながら、事業継続への懸念を払拭させなければ商店街の機能整備が遅れ、ひいては、まちづくり計画にも大きな影響を与えることとなることから、復興のためのまちづくりに不可欠な要素である商店街の整備について、補助金等各種支援措置を講じていただきたい。

また、仮設店舗の撤去費用及び仮設店舗から本設への移行のための補助金等の支援措置を講じていただきたい。

## **(5) 福島復興再生特別措置法による各般の施策の確実かつ早期実行**

原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のために国が策定した福島復興再生基本方針に基づく諸施策と特別措置については、十分な予算を確保し確実に実行していただきたい。

特に、避難解除等区域の復興・再生の特別措置においては、地域住民の帰還や企業の事業再開が容易にできるよう、課税の特例措置や大幅な減税措置の拡大を早急に講じていただきたい。

## **(6) 原発事故による全ての損害賠償金に対する免税措置等の導入**

原発事故による減収分等に対して支払われる賠償金に対する免税措置を講じていただきたい。

特に、事業再開等に必要な資金として賠償されるものであることから、税制の在り方を踏まえ、被害者救済の視点を十分に反映し、免税として扱っていただきたい。

# **2 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化について**

## **(1) 二重ローン対策等の改善**

東日本大震災で被災した中小企業・小規模事業者の既往債務の解決策として債権買取機関が複数設立されたところではありますが、買い取り実績が極めて低迷している現状にあります。については、被災者に対する二重ローン対策についての周知を徹底し、産業復興機構及び再生支援機構による支援決定を円滑に進めるよう国として指導をお願いいたします。また、金融機関の債権放棄に対する支援策の充実を図り、可能な限り多くの再建買取を実行し被災企業の復旧を支援していただきたい。

また、小規模企業者を対象とした小口零細企業保証に係る融資限度枠の拡充や、東日本大震災復興特別貸付に係る実施期間の延長等に努めていただきたい。

## (2) 事業用地の円滑な確保とインフラの早期復旧と整備促進

### ①土地収用手続き等の迅速化

津波被害により多数存在する所有者不明の土地について、土地収用手続きが進まないため、事業再生や地域コミュニティの形成が進まない現状にあります。

については、市町村が適切に管理を行い土地収用手続きの迅速化など、権利取得までに要する期間の短縮が図られるよう特別措置法等の制定と、取得した土地のかさ上げに対する支援制度の要件を緩和していただきたい。

### ②市街化調整区域及び農業振興地域の早期見直し

震災により再開等を目指す中小企業・小規模事業者等が住宅や工場等の建設場所選定にあたり障害となっているのが、都市計画法の市街化調整区域及び農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域内への建築等の規制が問題となっております。つきましては、市街化調整区域及び農業振興地域について現状に応じた見直しについて早期に対応していただきたい。

## (3) 復興市・復興物産展等の開催費の支援

被災事業者が入居する仮設店舗については、中小機構により建設いただき、順次事業を再開しているところではありますが、地域が本格復興するまでには未だ相当の年数を要するため、地元住民と離れた地域での厳しい営業を余儀なくされています。

地元商業は、地域住民の生活不便解消のためのみならず、被災者の情報交換・地域コミュニティの場として貴重な役割も担っていることから、仮設店舗から本格復興するまで、仮設店舗での営業が継続できるよう復興市等のイベント費用、地元製品の販売促進費用等のソフト事業についての予算措置を講じていただきたい。

## (4) 被災事業者の再スタート支援

被災により事業を継続できなかった小規模事業者等の早期自立化並びに業種転換を促すため、被災地域においてソーシャルビジネスに関連する新規開業を行おうとする人材を育成するための講座を開講し、ビジネスノウハウを伝授する事業の創設を講じていただきたい。

## **(5) 被災事業者の販路拡大の支援**

被災した中小・小規模事業者が震災の影響で失った販路の回復・拡大を図るため、首都圏や大都市等での見本市や展示会の開催、被災地での商談会などの開催等販路拡大に対する支援措置を講じていただきたい。

また、仮設店舗の入居者に対し共同で利用可能な車両を配備し、仮設住宅や中山間地の住民への宅配、地域の祭り・イベント等での移動販売を行うことにより、地域住民の生活不便解消に資するとともに販路の拡大に繋がる事業等の支援措置を講じていただきたい。

## **(6) 消費税増税に係る被災地域への配慮**

被災地の集団移転並びに商工業の本格稼働等はこれから本格化されるが、住宅・工場の建設等の費用の節減を図るため、増税前に被災地以外の地域へ移転し建設することが想定されます。

地域を形成するのは、住民であり、雇用の場としての商工業であることから、被災地の住宅建設並びに商工業の設備投資等により支払う消費税増税分に対する特例措置を講じていただきたい。

## **(7) 電気料金の改定に関する支援制度の創設**

本年9月1日から東北電力の電気料金の値上げが実施されました。電気料金の値上げは、原材料の高騰などにより、安定した電力を供給するうえである程度やむを得ない状況があると認識しておりますが、値上げにより製造業はもとより、建設業や商業、観光業に至るあらゆる産業に大きな打撃を与えることが懸念されます。ついては、復興の妨げにならないよう中小企業・小規模事業者に対する支援制度を創設いただきたい。

## **(8) 東北地方高速道路の無料措置について**

東北地方の高速道路料金無料化措置は、観光客の誘客や復興に大きく貢献しました。

しかしながら、原発事故の警戒区域等の避難住民等の無料措置さえ平成26年3月末で終了予定となり、風評被害により経営の悪化が続いている観光関連の事業者は再び厳しい経営を強いられております。

ついては、復興・再生の支援を更に加速させるため、再度、高速道路の無料措置を講じていただきたい。

### **3 中小企業等の復興・事業継続を推進する商工会等に対する支援措置の拡充について**

#### **(1) 商工会館の復旧建設補助金の継続支援**

商工会は地域中小企業の拠り所であり、その機能と施設は中小企業施策を推進するうえで、誠に有意義かつ必要不可欠の支援機関であります。また、指導用施設としての商工会館復旧補助金については、平成23年度第一次補正で予算化され、多くの被災商工会館が復旧を果たすことが出来ました。

しかしながら、地元市町村の復興計画・グランドデザインの策定の遅れや、原発事故の避難指示区域等の見直しにより移転先の建設場所等が定まらない商工会もあることから、国の単年度助成から複数年度の助成及び助成率の引き上げを講じていただきたい。

#### **(2) 被災地域の商工会等への支援**

被災地域の地場企業が再建を図るうえでは、地域に密着した商工会等による会員・非会員を問わず、継続的かつ的確な経営相談・指導が求められていることから、震災直後からその体制の強化を図ってきました。

しかしながら、商工会等の自主財源は被災した企業からの会費・手数料等で賄っていることから、被災地域にある商工会等は厳しい運営を余儀なくされているのが現状であります。

したがって、被災した地場企業が復興を果たすまでの間、経営相談体制の強化・拡充のために要する運営費等の予算措置を講じていただきたい。

### **4 リスク分散の観点からの国土の整備促進について**

東日本大震災発生後の物流等が日本海沿岸道路を経由したことが被災地の早期復旧に繋がりました。太平洋沿岸の復興計画と並行して、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道及びそのアクセス道等日本海沿岸の国土軸の整備を図り、リスク分散と均衡ある東北復興を実現していただきたい。